

平成十二年一月二十一日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一四六第九号

平成十二年一月二十一日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員上田勇君提出アレルギー―疾患対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員上田勇君提出アレルギー疾患対策に関する質問に対する答弁書

1 について

厚生省においては、厚生科学研究費補助金により、アレルギー総合研究事業（平成四年度から平成六年度まで）、長期慢性疾患総合研究事業（平成七年度及び平成八年度）及び感覚器障害及び免疫・アレルギー等研究事業（平成九年度以降）を実施しており、これらの研究事業において、それぞれ研究班を設置し、気管支喘息^{ぜん}、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患に関する病因及び病態の解明、治療法の開発等の研究を推進しているところであり、今後とも必要な予算の確保を図りつつ、アレルギー疾患に関する研究の推進に努めてまいりたい。

2 について

アレルギー疾患については、患者数が多く、慢性的な経過をたどることが多いことから、一般の医療機関において適切な治療を行うことが望ましいと考えている。

また、アレルギー疾患の治療法等についての情報の収集及び提供については、1 について述べた感覚器障害及び免疫・アレルギー等研究事業において、アレルギー疾患の最新の治療法の評価、既存の治療法

の再評価等に関する研究を実施して知見の集積を図るとともに、「喘息予防・管理ガイドライン」、「アトピー性皮膚炎治療ガイドライン」等を作成し、適切な予防方法及び治療方法の普及啓発に努めているところである。

さらに、アレルギー疾患の総合的な研究を効果的に推進するとともに、研究成果及び最新の医療技術の全国的な普及を図るため、国立病院等を含む医療機関、研究機関、研究者等による連携体制の構築を図ることとしている。

3 について

平成九年度から、厚生省、環境庁、文部省等の関係六省庁で構成する連絡会議を開催し、関係省庁における免疫及びアレルギー研究に係る研究課題の調整等を図っているところである。

4 について

厚生省においては、2 について述べたとおり、予防方法及び治療方法の普及啓発に努めているところであるが、今後とも、地方公共団体に対して必要な技術的支援を行ってまいりたい。

また、アレルギー疾患対策事業も含め、地方公共団体が実施する地域保健事業のうち、他の地方公共団

体における事業の推進に資するような先駆的なものについては、国庫補助を行っているところである。

5 について

医療保険制度においては、負担の公平の観点から、疾病の種類にかかわらず、被保険者等に一定の自己負担を求めており、アレルギー疾患の治療に限ってこれを軽減することは困難である。

なお、医療保険制度においては、自己負担の額が高額となる場合には、高額療養費が支給されることとなっている。

6 について

御質問の食物アレルギー患者の除去食品、代替食品等の購入費用については、治療又は療養に必要な医薬品の購入等の対価に該当しないことから、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十三条において一般的な家計負担の水準を上回って偶発的に支出を余儀なくされる医療費の負担による担税力の減殺をしなければくする見地から設けられている医療費控除の対象とすることは困難である。

また、様々な国民の生活態様の中から特定の家計支出を抜き出して税制上しんやくするにはおのずから限界があり、食物アレルギー患者の除去食品、代替食品等の購入費用について新たな所得控除を設ける

ことは適当でないと考ええる。